

自主規制モニター会議議事要旨（2020年11月16日）

I 日時：

2020年11月16日（月）10時00分～12時00分

II 場所：

日本公認会計士協会 公認会計士会館2階ホール

III 出席者：

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

後藤敏文委員、小林麻理委員、園 マリ委員、平野 剛委員、三宅 弘委員、宮園雅敬委員、森本 学委員、山浦久司委員

※ 下線を付した委員はウェブ会議システムにより出席

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小暮和敏（担当副会長）、佐藤久史（専務理事）、林 敬子（常務理事）、廣田壽俊（常務理事）、伏谷充二郎（常務理事）

IV 議事要旨：

1. 自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の運営状況について、【資料1】に基づき、担当役員から報告があった。

2. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 継続的専門研修制度における不適切事案への対応

会員監査法人における継続的専門研修（以下「CPE」という。）の不適切な受講への対応状況について、協会会長から説明があった。

(2) その他

前回の会議における論題に関連して、以下の事項について、協会会長又は担当役員から説明があった。

- ① 「会則違反が明らかな事案の懲戒手続検討プロジェクトチーム」の検討状況
- ② 新型コロナウイルス感染症対応下の監査の実施状況に関する調査の状況

③ 循環取引への対応の検討状況

このほか、モニタリングに資するための参考情報として、監査規制に関する国際的動向について、【参考資料】に基づき、協会事務局から紹介があった。

3. 意見交換

上記1及び2に関連して、以下のような意見があった。

(1) 自主規制制度全般について

- 監査人、監査役等及び内部監査部門の連携は、監査品質の向上のために大変意義がある。今般の品質管理レビュー制度の変更に伴い各種周知活動が行われているが、今後も様々なツールや機会を有効活用し、更なる連携強化に努められたい。
- 現状の個別事案審査において協会の懲戒処分の手続に付されないとされている事例の中には、行政処分を受けていない自己脱税、非監査業務における不適切な行為等、公認会計士の信用失墜に繋がる可能性のある事例が見受けられる。網羅的な実態把握、公平性等の点から処分対象とすることが難しくとも、倫理面での実効性ある指導、倫理規則等に抵触する事例の紹介等を検討されたい。
- 監査業務を通じて習得した知識・経験を生かして様々な分野で活躍する公認会計士が増える中、こうした者にこそ高い倫理観を持つよう意識的に教育・研修していくことが必要である。

(2) 継続的専門研修制度における不適切事案への対応（2(1)関係）

- 協会は、公認会計士が社会に貢献するための能力構築にこれまで以上に注力すべきである。現状、CPEの単位取得が目的になっているように見受けられるが、公認会計士が、職業会計人としての社会的使命を強く意識し、これに資するための能力構築手段として継続的専門研修制度があることを正しく認識することが重要である。業務の複雑化、急速な技術革新等を踏まえ、制度の在り方について必要な検討をされたい。
- CPEが法令上義務付けられている重要な研修であるならば、その趣旨を会員に周知徹底するための組織的な広報を充実させる必要がある。
- オンライン研修の受講プロセスにおいて、中間にキーワードを設ける等のチェック機能を取り入れることは有用であるが、形骸化せず有効に機能するようエ

夫されたい。

(3) 「会則違反が明らかな事案の懲戒手続検討プロジェクトチーム」の検討状況について（2(2)①関係）

- 会則違反が明らかな事案（会費長期滞納、GPE 履修義務違反及び変更登録義務違反）に係る懲戒処分の手続について、適時かつ効果的に懲戒処分を講ずるため、事実確認等の調査及び審査の重複部分をなくす方向で検討を進めているとのことであるが、かかる検討の方向性は妥当と考える。これらの事案に対する懲戒処分は、業務や倫理上の非違行為に対する懲戒処分とは性質が異なると考えられ、必ずしも同様の手続を踏む必要はないものと思料する。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応下の監査の実施状況に関する調査について（2(2)②関係）

- 新型コロナウイルス感染症対応下の緊急的・暫定的な監査対応は、いずれ監査の新常態になっていくと思われる。デジタル・トランスフォーメーションへの影響も出てくると考えられるため、今般の調査の活用を期待したい。
- 中小監査事務所において新型コロナウイルスの感染者が生じ、監査業務の継続が困難な事態に陥った際の対応について、協会として整理し、必要に応じて情報提供を行ってほしい。

(5) 循環取引について（2(2)③関係）

- 日本独自の現象であり、循環取引が繰り返されれば日本企業の財務諸表に対する信頼が揺らぐ。監査人の守秘義務に係る制約がある中で、早期発見・防止のためには企業の協力がなければ対処できない問題とも思われる。業界の慣習的な兆候等があった際に注意喚起できるアイデアがあるといい。

(6) 監査規制に関する国際的動向（被監査会社への非監査業務の提供に係る規制強化）について

- 利益相反の観点からの個別的な規制として理論上は理解できるが、監査業務と非監査業務の分離の徹底を求めることになれば、専門性や知識の集積が妨げられ、高度な専門性が要求される監査人のレベルの低下に繋がりがねない。適切に管理し、両立させることが、監査に携わる者の基本的な立場であり、結果として公共の利益にも資することになるのではないかと。

- ファイヤーウォール等の措置を適切に活用し、監査業務と非監査業務の両立を図ることで、非監査業務についても高い水準のサービスを受けることができるという利用者の期待にも応えてもらいたい。

以 上

お問い合わせ先
日本公認会計士協会 自主規制本部
Tel 03-3515-1134